平成２３年（フ）第１５２１号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目12番27―704号
債務者　中島　弘司（旧姓原）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５２２号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目12番27―704号
債務者　中島　利子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９号
群馬県高崎市八千代町１丁目17番15号　田島ビル203号
債務者　白石　憲一
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１９９号
群馬県高崎市上佐野町888番地　田胡ハイツA103号
債務者　湯浅　由加
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２６７号
大阪府松原市上田８丁目15番３号
債務者　長水一郎こと　黄　　采太
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５７８号
大阪府河内長野市荘園町18番20号
債務者　若林　千賀（旧姓天堀）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５９７号
堺市中区堀上町75番地　ラ・ブランシェ105号、前住所堺市西区鳳西町２丁20番地９
債務者　木下　慎也
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６１６号
大阪府藤井寺市林２丁目６番３号
債務者　堂下　正子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６１９号
堺市東区大美野158番地３　大美野レジデンス205号
債務者　辻本　安男
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
広島県庄原市東城町久代1704番地２
債務者　名越　一正
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２４７号
福岡市東区奈多１丁目２番20―511号
債務者　池邊　恭行
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６５号
山形県米沢市花沢町１丁目９番84号
債務者　斎藤ガラス店こと　齋藤　和也
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１２９号
埼玉県熊谷市末広４丁目５番６号　スマイルコート５番館102
債務者　渡邉　　勉
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４１号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷314番地５　レオパレスオオムラサキ嵐山206号
債務者　明石　謙次
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６２号
千葉県君津市中野２丁目３番５号
債務者　緒形夕起江
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第７５号
千葉県木更津市桜井651番地
債務者　朝生なおみ（旧姓泉水）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２１０号
神奈川県小田原市小台343番地
債務者　屋代﨑政幸
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２１１号
神奈川県小田原市小台343番地
債務者　屋代﨑滿子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部